

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

令和7年6月17日

国土交通大臣 殿

あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会

奥多摩地域公共交通活性化協議会

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月17日

(名称) あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会
奥多摩地域公共交通活性化協議会**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

本事業における補助対象路線は、あきる野市・奥多摩町・檜原村をエリアとしている。
(あきる野・檜原地域公共交通計画P2、奥多摩地域公共交通計画P2 参照)

当該補助対象路線である数馬線、藤倉線、小岩線、鴨沢西線、丹波山村役場線は、鉄道駅など他に公共交通手段のない地域の唯一の足として学校・病院・商業施設の集積する地域をつなぐ地域内幹線システムの役割を担っており、地域の住民にとっては日常生活上なくてはならない生活交通路線である(あきる野・檜原地域公共交通計画P33・34、奥多摩地域公共交通計画P33・34参照)が、当該地域は、人口減少・高齢化の進行(あきる野・檜原地域公共交通計画P10・P11、奥多摩地域公共交通計画P9・P10 参照)により需要が減少(あきる野・檜原地域公共交通計画P18～P31、奥多摩地域公共交通計画P16～P31 参照)し、公共交通の維持・確保が重要な課題となっている。

以上から、後述の通り定量的な目標・効果を設定し、効果的に路線の収支改善に向け取り組みを推進しながら、地域住民の生活の足を維持・確保するために、当該補助事業の適用を必要とするものである。(あきる野・檜原地域公共交通計画P1、奥多摩地域公共交通計画P1 参照)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

○路線バス運行の維持・確保

住民の生活維持及び観光の移動手段として必要な路線バス運行の維持・確保を実現するための方策を、関係者全体で取り組んでいく。

(あきる野・檜原地域公共交通計画 P37・38、奥多摩地域公共交通計画 P37・38 参照)

(2) 事業の効果

上記目標に基づく具体的な数値指標・数値目標を設定し取り組むことで、地域間幹線系統(補助対象系統)の利用者数増加や収支率改善、沿線自治体による財政負担減額が見込まれる。

(あきる野・檜原地域公共交通計画P38、奥多摩地域公共交通計画P38 参照)

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>【実施主体】 あきる野市・檜原村・奥多摩町・JR 東日本・タクシー事業者・西東京バス</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) ニーズに合わせたダイヤ設定</p> <p>(2) JR 線との円滑な乗り継ぎ連携</p> <p>(3) 交通事業者間の情報連携の推進</p> <p>(4) 利用者への交通情報伝達性を向上させるため路線バス情報のオープンデータ化を推進</p> <p>(5) マイバス意識の醸成のためのモビリティ・マネジメント実施</p> <p>(6) 貨客混載事業の継続または検討</p> <p>(7) 環境対応車両の導入</p> <p>(8) 青梅線沿線における観光誘客の取組（奥多摩地域計画）</p> <p>（あきる野・檜原地域公共交通計画 P41～43、奥多摩地域公共交通計画 P41～45 参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>別紙「表 1」の通り</p> <p>（あきる野・檜原地域公共交通計画 P48、奥多摩地域公共交通計画 P50 参照）</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>別紙「表 2」のとおり</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会及び奥多摩地域公共交通活性化協議会により、PDCA サイクルに基づき、次回見直し時に計画の達成状況を把握・評価し、計画が適正に実施されるよう関係機関との調整を行い、計画の推進及び進捗状況の管理を行う。</p> <p>各施策及び補助事業について、関係者等の協議の場において、施策等の具体化、モニタリング・進捗状況の確認及び施策等見直しを行う。また、本計画の見直し時に、施策及び補助事業の評価を行い、評価結果を踏まえて目標値の修正・施策の改善等を検討する。</p> <p>（あきる野・檜原地域公共交通計画 P50、奥多摩地域公共交通計画 P52 参照）</p>
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>別紙「表 4」のとおり</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>別表様式 1-5-2 の通り</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

国、都、市町村、バス事業者で構成される「あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会」及び「奥多摩地域公共交通活性化協議会」を開催し、各年度の地域公共交通確保維持事業に係る計画について協議を実施

19. 利用者等の意見の反映状況

「あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会」及び「奥多摩地域公共交通活性化協議会」開催後、地域公共交通確保維持事業に係る計画を事業者 HP に掲載し、利用者意見を募集

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

(所 属) 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課

(氏 名) 織田 智博

(電 話) 03-5618-4605

(e-mail) Tomohiro_Oda@member.metro.tokyo.jp

令和8年度

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
東京都	西東京バス(株)	(1) 丹波山村役場線	5,555.0	0
	西東京バス(株)	(2) 鴨沢西線	9,236.5	0
	西東京バス(株)	(3) 数馬線	25,215.0	0
	西東京バス(株)	(4) 藤倉線	11,525.0	0
	西東京バス(株)	(5) 小岩線	5,312.5	0
合 計			56,844	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 西東京バス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	5,803,562 千円	営業外収益	48,425 千円	経常収益(イ)	5,851,987 千円
	営業費用	5,754,842 千円	営業外費用	2,031 千円	経常費用(ロ)	5,756,873 千円
	営業損益	48,720 千円	営業外損益	46,394 千円	経常損益	95,114 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	11,003,823.3 km				経常収支率	101.65 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	5,492,903 千円	営業外収益	142,884 千円	経常収益(イ')	5,635,787 千円
	営業費用	5,573,044 千円	営業外費用	9,309 千円	経常費用(ロ')	5,582,353 千円
	営業損益	△ 80,141 千円	営業外損益	133,575 千円	経常損益	53,434 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,058,518.7 km				経常収支率	100.96 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	5,064,066 千円	営業外収益	32,179 千円	経常収益(イ'')	5,096,245 千円
	営業費用	5,345,651 千円	営業外費用	3,418 千円	経常費用(ロ'')	5,349,069 千円
	営業損益	△ 281,585 千円	営業外損益	28,761 千円	経常損益	△ 252,824 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	11,372,461.6 km				経常収支率	95.27 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\rho \div \text{ハ}'' = a$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\rho' \div \text{ハ}' = b$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\rho \div \text{ハ} = c$
武蔵・相模	470 円 35 銭	504 円 80 銭	523 円 17 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(a+b+c)/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
武蔵・相模	499 円 44 銭	578 円 97 銭	499 円 44 銭	0 円 0 銭	531 円 81 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
武蔵・相模	令和5年3月7日	基準期間の前年度	2 / 3	14.39%
		基準期間の年度	/ 3	
		基準期間の年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 $\text{オ} \div \text{チ} = \text{ク}$	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 $\text{ル} \div \text{チ}$	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 $(\text{チ} - (\text{リ} + \text{ヌ} + \text{ル})) \div \text{チ} = \text{ロ}$
			起点	主な経由地	終点				往	復			往	復		往	復		
武蔵・相模	第1号		丹波山村役場	奥多摩線	奥多摩湖村役場	365 日	1,605.0 (4.3) 回	5.8	24.9 人	往23.9km (平均) 復23.9km	23.9km	(平均)	往8.5km (平均) 復8.5km	8.5km	(平均)	(平均)			64.435%
	第2号		鴨沢西線	奥多摩線	奥多摩湖鴨沢西	365 日	3,062 (8.3) 回	6.3	52.2 人	往16.5km 復16.5km	16.5km		往1.1km 復1.1km	1.1km					93.333%
	第3号		数馬線	五日市線	数馬	365 日	4,124 ((11.2) 回	5.9	66.0 人	往27.4km 復27.4km	27.4km		往 , Km 復 , Km						100.000%
	第4号		藤倉線	五日市線	小岩	365 日	2,546.5 (6.9) 回	5.0	34.5 人	往20.1km 復20.1km	20.1km		往 , Km 復 , Km						100.000%
	第5号		小岩線	五日市線	弘沢の滝	365 日	1,825 (5.0) 回	4.9	24.5 人	往16.3km 復16.3km	16.3km		往 , Km 復 , Km						100.000%
合計	系統									往104.2km 復104.2km	104.2km		往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+又))÷チマ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象システムのキロ当たり経常収益													補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''		経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f		
武蔵・相模	第1号	0	64.435%	76,719.0 km	38,316,537円	270円.36銭	24円.81銭	0円.00銭	270円.36銭	270円.36銭	15,410,105円	65,017.0 km	237円.01銭	19,563,672円	70,324.8 km	278円.19銭	20,911,639円	70,672.0 km	295円.89銭	20,741,748円
	第2号	0	93.333%	101,046.0 km	50,466,414円	303円.56銭	29円.37銭	0円.00銭	303円.56銭	303円.56銭	19,604,220円	74,233.5 km	264円.08銭	19,408,428円	65,492.2 km	296円.34銭	22,718,383円	64,858.8 km	350円.27銭	30,673,523円
	第3号	0	100.000%	226,298.0 km	113,022,273円	276円.59銭	24円.63銭	0円.00銭	276円.59銭	276円.59銭	63,785,740円	253,090.0 km	252円.02銭	69,333,920円	244,159.4 km	283円.96銭	70,338,734円	239,407.4 km	293円.80銭	62,591,763円
	第4号	0	100.000%	102,563.5 km	51,224,314円	255円.77銭	22円.93銭	0円.00銭	255円.77銭	255円.77銭	39,715,736円	167,855.2 km	236円.60銭	42,940,853円	166,921.9 km	257円.25銭	45,580,461円	166,671.1 km	273円.47銭	26,232,666円
	第5号	0	100.000%	59,095.7 km	29,514,756円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計				565,722.2 km	253,029,538円						138,515,801円	560,195.7 km		151,246,873円	546,898.3 km		159,549,217円	541,609.3 km		140,239,700円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額		補助対象経費の限度額		タ又はレのうちいずれか少ないほうの額		ノのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの		ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの		計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ①計画運行回数 =ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ
			カー=ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×ヨ'=ツ'	ナ	ナ								
武蔵・相模	第1号	0	17,574,789円	17,242,441円	17,242,441円	11,110,166円	11,110,166円	11,110,166円	11,110,166円	11,110,166円	11,110,166円	11,110,166円	11,110,166円	5,555,000円	17,574,789円	12,019,789円	
	第2号	0	19,792,891円	22,709,886円	19,792,891円	18,473,298円	18,473,298円	18,473,298円	18,473,298円	18,473,298円	18,473,298円	18,473,298円	18,473,298円	9,236,500円	19,792,891円	10,556,391円	
	第3号	0	50,430,510円	50,860,022円	50,430,510円	50,430,510円	50,430,510円	50,430,510円	50,430,510円	50,430,510円	50,430,510円	50,430,510円	50,430,510円	25,215,000円	50,430,510円	25,215,510円	
	第4号	0	24,991,648円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	23,050,941円	11,525,000円	24,991,648円	13,466,648円	
	第5号	0	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	13,281,640円	5,312,500円	13,281,640円	7,969,140円	
合計			126,071,478円	127,144,930円	123,798,423円	116,346,555円	116,346,555円	116,346,555円	116,346,555円	116,346,555円	116,346,555円	116,346,555円	116,346,555円	56,844,000円	126,071,478円	69,227,478円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
武蔵・相模	第1号	0	5,555,000円	46.2%	332,348円	2.8%	2,726,724円	22.7%	3,405,717円	28.3%	山梨県申請分	
	第2号	0	9,236,500円	87.5%	0円	0.0%	576,576円	5.5%	743,315円	7.0%	山梨県申請分	
	第3号	0	25,215,000円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	510円	0.0%		
	第4号	0	11,525,000円	85.6%	1,940,707円	14.4%	0円	0.0%	941円	0.0%		
	第5号	0	5,312,500円	66.7%	0円	0.0%	0円	0.0%	2,656,640円	33.3%		
合計			56,844,000円	82.1%	2,273,055円	3.3%	3,303,300円	4.8%	6,807,123円	9.8%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

新設補助対象系統（第5号「小岩線」）計画経常収益見込額算出表

※「カナ」表記は、計画認定申請資料「表2」と合致。
「英字（アルファベット）」表記は、本表内のみで使用。

①補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額

計画事業者 キロ当たり経費 (円) ニ	第5号 計画実車 走行キロ (km) ヲ	第5号 補助対象経常 費用の見込額 (円) $ニ \times ヲ = カ$	補助対象経常 費用の見込額 の11/20 に相当する額 (円) $カ \times 11/20 = A$
499.44	59,095.7	29,514,756	16,233,116

②活性化法定協議会が算出する経常収益の見込額

新設系統第5号小岩線は、既存系統第4号藤倉線の途中折り返し系統である為、
第4号藤倉線の計画収支率を基に経常収益の見込額を算出する。

第4号 計画実車 走行キロ (km) ヲ'	第4号 補助対象経常 費用の見込額 (円) $ニ \times ヲ' = カ'$	第4号 計画キロ当たり 経常収益単価 (円) ノ'	第4号 補助対象経常 収益の見込額 (円) $ノ' \times ヲ' = ヨ'$	第4号 計画経常収支率 (%) $ヨ' \div カ' = B$	活性化法定協 議会が算出する 経常収益の見込 額 (円) $B \times カ = C$
102,563.5	51,224,314	255.77	26,232,666	51.21%	15,114,507

③ ①と②のいずれか高い額を使用

補助対象経常 費用の見込額 の11/20 に相当する額 (円) A	活性化法定協 議会が算出する 経常収益の見込 額 (円) C	DとJのいずれか 高い額 A=C
16,233,116	15,114,507	16,233,116

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

番号	系統名	理由	東京都	
			運行回数	
			土曜	日曜祝日
		該当なし		

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
東京都	西多摩地域広域行政圏	あきる野市	秋川流域のJR五日市線沿線に位置し、武蔵五日市駅は日の出町・檜原村からの交通拠点として商業施設等が集積している。また、同市には周辺市町村の総合病院としての役割を担っている公立阿伎留医療センターがあり、広域行政圏の中心市町村に準ずると認められるため。
	西多摩地域広域行政圏	奥多摩町	多摩川流域のJR青梅線沿線に位置し、奥多摩駅はとの西武山間地域及び山梨県東部地域(丹波山村・小菅村)からの交通拠点として位置づけられていることから、広域行政圏の中心市町村に準ずると認められるため。

事業者名	西東京バス株式会社		
運行計画担当部門	営業部 乗合担当	乗合担当課長 志賀 雅史	印
補助金担当部門	営業部 乗合担当	乗合担当課長 志賀 雅史	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和8年度)

(令和7年10月1日～令和8年9月30日)

実態調査日：令和5年10月1日～令和6年9月30日

申請 番号	運 行 系 統						年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経 常 費 用	平 均 乗 車 密 度 算 定			計 画 輸 送 量 A × G	市 町 村 に よ る 回 数 券 購 入 等 の 有 無	備 考	
	運行系統名	起 点	主 な 経 過 地	終 点	キロ程 (km)	計 画 運 行 回 数 A (回)	輸 送 人 員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人 キ 口 (人キロ)	計 画 運 送 収 入 B (円)	計 画 実 車 走 行 キ 口 C (km)	運 送 雑 収 D (円)	営 業 外 収 益 E (円)	計 B + D + E (円)	1系統当り 経 常 費 用 (円)	平均 賃 率 F (円)	平均 賃 率 × 日 数 + 平均 賃 率 × 日 数 C × F G					
第1号	丹波線	奥多摩駅	奥多摩湖	丹波山 村役場	23.9	4.4	29,964	14.9	446,463.6	21,881,025	76,719.0	-556,467	-582,810	20,741,748	38,316,537	(49.04 × 183 + 49.27 × 183) ÷ 366	49.15	5.8	25.5	無		
第2号	鴨沢西線	"	奥多摩湖	鴨沢西	16.5	8.4	27,865	23.1	643,681.5	34,314,211	101,046.0	-732,927	-2,907,761	30,673,523	50,466,414	(53.18 × 183 + 53.49 × 183) ÷ 366	53.33	6.3	52.9	無		
第3号	数馬線	武蔵五日市駅	人里 弘沢の滝	数馬	27.4	12.0	116,415	11.5	1,338,772.5	64,067,226	226,298.0	-1,641,494	166,031	62,591,763	113,022,273	(47.71 × 183 + 47.91 × 183) ÷ 366	47.81	5.9	70.8	無		
第4号	藤倉線	"	小やすら ぎ	藤倉	20.1	7.1	82,406	6.3	519,157.8	26,951,636	102,563.5	-744,007	25,037	26,232,666	51,224,314	(51.61 × 183 + 51.93 × 183) ÷ 366	51.77	5.0	35.5	無		
第5号	小岩線	"	弘沢の滝 やすらぎ	小岩	16.3	5.0	49,634	5.9	292,840.6	16,233,116	59,095.7	0	0	16,233,116	29,514,756	(55.59 × 183 + 56.04 × 183) ÷ 366	55.81	4.9	24.5	無		
合計					104.2		306,284		3,240,916.0	163,447,214	565,722.2	-3,674,895	-3,299,503	156,472,816	282,544,294							

様式第1-5(日本工業規格A列4番)

事業者名	西東京バス株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 営業部 乗合担当	(責任者役職・氏名) 乗合担当課長 黒田 誠	
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業部 乗合担当	(責任者役職・氏名) 乗合担当課長 黒田 誠	

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和4年度)

運行系統						年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定				輸送量 (A)× (G)	市町村による 回数券購入等の有無	備考
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	平均 乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)	平均 乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)	平均 乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)			
第1号	丹波線	奥多摩駅	奥多摩湖	丹波	23.9	4.0	28,892	11.0	317,812.0	14,829,590.0	65,017.0	396,773	183,742	15,410,105	30,580,745	$(46.46 \times 365 + \frac{365}{\text{総適用日数}}) \div 365$	46.46	4.9	19.6	有 無	
第2号	小菅の湯線	〃	〃	小菅の湯	25.6	3.9	33,287	9.9	329,541.3	15,998,257.0	75,638.6	462,091	213,990	16,674,338	35,576,615	$(48.71 \times 365 + \frac{365}{\text{総適用日数}}) \div 365$	48.71	4.3	16.7	有 無	
第3号	鴨沢西線	〃	〃	鴨沢西	16.5	6.1	34,798	11.0	382,778.0	18,078,355.0	74,233.5	453,058	209,807	18,741,220	34,915,726	$(47.43 \times 365 + \frac{365}{\text{総適用日数}}) \div 365$	47.43	5.1	31.1	有 無	
第4号	数馬線	武蔵五日市駅	入里弘沢の端	数馬	27.4	12.6	110,032	12.7	1,397,406.4	58,846,664.0	253,090.0	1,546,095	715,981	61,108,740	119,040,881	$(41.98 \times 365 + \frac{365}{\text{総適用日数}}) \div 365$	41.98	5.5	69.3	有 無	
第5号	藤倉線	〃	小岩やすらぎ	藤倉	20.1	11.4	74,262	10.9	809,455.8	35,908,158.0	167,855.2	1,024,939	474,639	37,407,736	78,950,693	$(44.17 \times 365 + \frac{365}{\text{総適用日数}}) \div 365$	44.17	4.8	54.7	有 無	
合計							281,271		3,236,993.5	143,661,024	635,834.3	3,882,956	1,798,159	149,342,139	299,064,660						

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)なお、様式1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均乗車密度は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均乗車密度は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
- (注)上記、記載要領中3、以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

様式第1-5 (日本工業規格A列4番)

事業者名	西 東 京 バ ス 株 式 会 社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	営業部 乗合担当	乗合担当課長	志賀 雅史
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	営業部 乗合担当	乗合担当課長	志賀 雅史

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和5年度)

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平均乗車密度算定			輸 送 量 (A) × 市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キ ロ 程 (km)	運 行 回 数 (回)	輸 送 人 員 (人)	1 人 平 均 乗 車 キ ロ (km)	輸 送 人 キ ロ (人 和)	運 送 収 入 (B) (円)	実 車 走 行 キ ロ (C) (km)	運 送 雑 収 (D) (円)	営 業 外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1 系 統 当 り 経 常 費 用 (円)	$\frac{\left(\begin{matrix} \text{平均} \\ \text{賃率} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{適用} \\ \text{日数} \end{matrix} \right) + \left(\begin{matrix} \text{平均} \\ \text{賃率} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{適用} \\ \text{日数} \end{matrix} \right)}{\text{総 適 用 日 数}}$	平均賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 $\frac{(B)}{(C) \times (F)}$			
第1号	丹波線	奥多摩駅	奥多摩湖	丹波	23.9	3.9	31,889	12.0	382,668.0	18,219,090.0	70,324.8	437,269	907,313	19,563,672	35,499,959	$(46.46 \times 175 + 49.04 \times 190) \div 365$	47.80	5.4	21.0	有(無)	
第2号	小菅の湯線	奥多摩駅	大菩薩峠(東口)留所	小菅の湯	25.6	3.9	33,906	10.8	366,184.8	17,973,059.0	75,325.2	468,946	973,040	19,415,045	38,024,160	$(48.71 \times 175 + 49.45 \times 190) \div 365$	49.09	4.8	18.7	有(無)	
第3号	鴨沢西線	奥多摩駅	奥多摩湖	鴨沢西	16.5	5.4	30,340	11.9	361,046.0	18,154,896.0	65,492.2	407,659	845,873	19,408,428	33,060,462	$(47.43 \times 175 + 53.18 \times 190) \div 365$	50.42	5.4	29.1	有(無)	
第4号	数馬線	武蔵園日市駅	八景・私沢の滝(やすらぎ)	数馬	27.4	12.2	107,073	13.4	1,434,778.2	64,660,700.0	244,159.4	1,519,770	3,153,450	69,333,920	123,251,665	$(41.98 \times 175 + 47.71 \times 190) \div 365$	44.96	5.8	70.7	有(無)	
第5号	藤倉線	武蔵園日市駅	小岩園すらぎ	藤倉	20.1	11.3	74,334	11.1	825,107.4	39,745,617.0	166,921.9	1,039,117	2,156,119	42,940,853	84,262,175	$(44.17 \times 175 + 51.61 \times 190) \div 365$	48.04	4.9	55.3	有(無)	
合計							277,542		3,369,784.4	158,753,362	622,223.5	3,872,761	8,035,795	170,661,918	314,098,421						

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)
なお、様式1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)+(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
(注)上記、記載要領中3、以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

様式第1-5 (日本工業規格A列4番)

事業者名	西 東 京 バ ス 株 式 会 社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	営業部 乗合担当	乗合担当課長	志賀 雅史
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	営業部 乗合担当	乗合担当課長	志賀 雅史

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平均乗車密度算定			輸 送 量 (A) × 市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経 由 地	終 点	キ 口 程 (km)	運 行 回 数 (回)	輸 送 人 員 (人)	1 人 平 均 乗 車 キ 口 (km)	輸 送 人 キ 口 (人 扣)	運 送 収 入 (B) (円)	実 車 走 行 キ 口 (C) (km)	運 送 雑 収 (D) (円)	営 業 外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (E) (円)	1 系 統 当 たり 経 常 費 用 (円)	$\frac{\left(\begin{matrix} \text{平均} \\ \text{賃率} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{適用} \\ \text{日数} \end{matrix} \right) + \left(\begin{matrix} \text{平均} \\ \text{賃率} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{適用} \\ \text{日数} \end{matrix} \right)}{\text{総 適 用 日 数}}$	平均賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 $\frac{(B)}{(C) \times (F)}$			
第1号	丹波線	奥多摩駅	奥多摩湖	丹波	23.9	4.0	29,964	13.7	410,506.8	20,156,363.0	70,672.0	444,401	310,875	20,911,639	36,973,470	$(49.04 \times 183 + 49.27 \times 183) \div 366$	49.15	5.8	23.2	有(無)	
第2号	小菅の湯線	奥多摩駅	大菩薩峠(東口)留所	小菅の湯	25.6	3.9	32,648	12.5	408,100.0	20,208,124.0	75,719.0	476,242	333,149	21,017,515	39,613,909	$(49.45 \times 183 + 49.70 \times 183) \div 366$	49.57	5.3	20.6	有(無)	
第3号	鴨沢西線	奥多摩駅	奥多摩湖	鴨沢西	16.5	5.3	27,865	14.8	412,402.0	22,025,459.0	64,858.8	407,713	285,211	22,718,383	33,932,178	$(53.18 \times 183 + 53.49 \times 183) \div 366$	53.33	6.3	33.3	有(無)	
第4号	数馬線	武蔵五日市駅	八景・私沢の滝(やすらぎ)	数馬	27.4	11.9	116,415	12.2	1,420,263.0	67,779,974.0	239,407.4	1,505,563	1,053,197	70,338,734	125,250,769	$(47.71 \times 183 + 47.91 \times 183) \div 366$	47.81	5.9	70.2	有(無)	
第5号	藤倉線	武蔵五日市駅	小岩やすらぎ	藤倉	20.1	11.3	82,406	10.3	848,781.8	43,799,329.0	166,671.1	1,048,010	733,122	45,580,461	87,197,319	$(51.61 \times 183 + 51.93 \times 183) \div 366$	51.77	5.0	56.5	有(無)	
合計							289,298		3,500,053.6	173,969,249	617,328.3	3,881,929	2,715,554	180,566,732	322,967,645						

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)

なお、様式1-8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
 - 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)+(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。
- (注) 上記、記載要領中3、以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2、但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

事業者名	西東京バス株式会社
------	-----------

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績 (R8年度)

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		備考
						計画	取組実績	
奥多摩地域公共交通活性化協議会	第1号	丹波山村役場線	奥多摩駅	奥多摩湖	丹波山村役場	<p>【取組内容及び実施時期】</p> <p>①路線活性化 ◇第1号・第2号 令和4年11月から丹波山村と連携し、「狼伝承」にちなんだ特別な停留所名案内、車内BGM等の企画を実施している。路線活性化策として引き続き今後も検討・実施していく。 ◇第3号・第4号・第5号 令和5年3月より都内初の大型EVバスにて2台の運行を開始した。引き続き運行ノウハウを蓄積し、運行コスト削減効果などを見極め、生産性向上を図る。 ◇全系統共通 令和元年以来となる沿線PR広告を作成し、沿線店舗・施設等の認知度向上による沿線への訪問者増を図る。 上記をホームページなどで広くPRすることで、これまでメインだった登山客以外の新たな観光客の利用を目指す。(令和6年10月以降随時)</p> <p>②適正運賃の検討 ◇全系統共通 令和5年3月に基準賃率改定に伴う全路線での上限運賃改定を実施し、令和6年4月、令和7年4月にも実施運賃の改定を実施した。引き続き適正な運賃を研究し、利用者に許容頂ける範囲内で運賃の改定を検討する。</p> <p>③地域の要望に合わせたダイヤの設定 ◇全系統共通 鉄道(JR青梅線・五日市線)との接続に係る利便性を維持するため、鉄道の時刻表を考慮したダイヤの調整を行う。また、沿線自治体と連携を図りながら、自治体の運営するフィーダーバスとの接続に係る利便性向上の為、ダイヤの調整を検討していく。これらのダイヤの調整及び改善により、利用者の取り込みを進めていく。(調整:令和8年3月 検討:令和7年10月以降随時)</p> <p>【実施主体】 西東京バス株式会社、東京都、奥多摩町、あきる野市、檜原村 【効果目標】 令和6年度実績の各系統の経常収支率と比較し、全系統において1%の改善を図る。</p>		
	第2号	鴨沢西線	奥多摩駅	奥多摩湖	鴨沢西			
あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会	第3号	数馬線	武蔵五日市駅	人里・弘沢の滝入口・やすらぎの里	数馬			
	第4号	藤倉線	武蔵五日市駅	小岩・やすらぎの里	藤倉			
	第5号	小岩線	武蔵五日市駅	弘沢の滝入口・やすらぎの里	小岩			

[記載要領]

- この書類は、生活交通確保維持改善計画(地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。)の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
- 各欄は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
- 計画欄には、生活交通確保維持改善計画(地域間幹線系統確保維持計画を含む)に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を、取組実績には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
- 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。

事業者番号

令和6年11月1日

住 所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業所名 西東京バス株式会社

代表者名 代表取締役社長 浜田 丈夫

東京都知事 小池 百合子 殿

旅客自動車運送事業営業報告書

令和6年上・下・**全期**

5年10月1日から6年9月30日まで

事 業 種 類

<input type="radio"/>	乗合旅客		乗用旅客
<input type="radio"/>	貸切旅客		その他事業

(事業種類の該当欄に○印を付すること。)

営業概況報告書

5年 10月 1日から 6年 9月 30日まで

住所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業者名 西東京バス株式会社

代表者名 代表取締役社長 浜田 丈夫
(役職名及び氏名)

電話番号 042-646-9012

経営形態及び資本

経営形態 (該当事項を○で囲むこと)	資本(基金)の額	発行済株式数
○株式会社 有限会社 合名会社 合資会社 組合 個人 地方公共団体 その他	100,000 千円	3,000,000 株

主な株主 (所有株式数の多い順に5名を記載すること。)

株主名	発行済株式総数に対する割合(%)
京王電鉄(株)	100.0%
	%
	%
	%
	%

役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等	代表取締役社長	浜田 丈夫	常勤
	常務取締役	佐多 謙一	〃
	取締役	井上 喜央	〃
	〃	大貫 章	〃
	〃	林 健太郎	〃
	〃	宮坂 周治	非常勤
	〃	高木 保	〃
監査役 (監事)等	監査役	清水 貴之	常勤
	〃	辻本 公彦	非常勤

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
一般乗合旅客自動車	673 人	73.7%
一般乗合(高速)旅客自動車	33 人	7.2%
一般貸切旅客自動車	64 人	11.9%
その他	27 人	7.2%
計	798 人	100.0%

記載事項

従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員（日雇労働者にあつては、25人日を1人として換算）の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

旅客自動車運送事業輸送実績

(5年 10月 1日から6年 9月30日まで)

事業者名 西東京バス株式会社

輸送実績

区 分		一般乗合旅客 自動車運送事業(乗合)
輸 送 人 員	定 期(人)	4,722,950
	定 期 外(人)	14,706,527
	計 (人)	19,429,477
輸 送 回 数 (回)		
走 行 キ ロ	実車キロ (キロメートル)	11,003,823
	空車キロ (キロメートル)	642,370
	計 (キロメートル)	11,646,193
事 業 用	期末実在車両数(両)	261
	延実在車両数(日車)	95,865
自 動 車	延実働車両数(日車)	77,058
営 業 収 支	営 業 収 入 (千円)	5,803,562
	営 業 費 (千円)	5,754,842
	営 業 損 益 (千円)	48,720
	営 業 収 支 率 (%)	100.8
実 働 車 1日1車当たり	輸 送 人 員(人)	252
	輸 送 回 数(回)	
	実車キロ (キロメートル)	143
	営 業 収 入(円)	75,314
	営 業 費 (円)	74,682
	営 業 損 益(円)	632
走 行 キ ロ 1キロメートル 当 たり	営 業 収 入(円・銭)	498.32
	営 業 費 (円・銭)	494.14
	営 業 損 益(円・銭)	4.18

記載要領

営業収支率は、次の算式により算出すること。

$$\text{営業収支率} = \frac{\text{営業収支の欄の営業収入}}{\text{営業収支の欄の営業費}} \times 100$$

財 務 諸 表

損 益 計 算 書

5年10月 1日から6年 9月30日まで

事業者名 西 東 京 バ ス 株 式 会 社

科 目		収 益	費 用	損 益	
経 常 利 益	一 般 自 動 車 運 送 事 業	一 般 乗 合 旅 客	5,803,562 千円	5,754,842 千円	48,720 千円
		一 般 乗 合 (高 速) 旅 客	569,127	436,044	133,083
		一 般 貸 切 旅 客	934,208	829,990	104,218
	そ の 他 事 業	霊 園 事 業	176,654	128,265	48,389
		納 骨 堂 事 業	56,796	47,721	9,075
		そ の 他 事 業	338,156	147,842	190,314
		計	7,878,503	7,344,704	533,799
	営 業 外 損 益	金 融 損 益	4,925	428	/
		流 動 資 産 等 売 却 損 益			/
		そ の 他 損 益	64,751	2,481	/
		計	69,676	2,909	66,767
合 計		7,948,179	7,347,613	600,566	
特 別 収 益	固 定 資 産 売 却 損 益			/	
	前 期 損 益 修 正 損 益			/	
	補 助 金 に 係 る 損 益	413,864	42,711	/	
	そ の 他 特 別 損 益	42,749	87,907	/	
	合 計	456,613	130,618	325,995	
税 引 前 当 期 利 益				926,561 千円	
法 人 税 等				144,845	
法 人 税 等 調 整 額				164,271	
当 期 純 利 益				617,445	

株主資本等変動計算書

5年 10月 1日から 6年 9月 30日まで

1. 株主資本の変動

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金			
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高	100,000	9,852	50,000	27,647	45,000	4,796,202	5,028,702	
当期変動額								
減資								
剰余金の配当						△ 163,500	△ 163,500	
当期純利益						617,445	617,445	
自己株式の処分								
任意積立金積立								
当期変動額合計						453,945	453,945	
当期末残高	100,000	9,852	50,000	27,647	45,000	5,250,147	5,482,647	

2. 評価・換算差額等及び新株予約権の変動

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 へ ッ ジ 損 益		
前期末残高	33,215			5,061,918
当期変動額				453,945
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,115			5,115
当期変動額合計	5,115			459,060
当期末残高	38,330			5,520,978

貸借対照表

6年9月30日現在

事業者名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産		I. 流動負債	
現金預金	49,988	短期借入金	100,000
運用預け金	1,803,761	未払金	157,015
未収入金	841,912	未払費用	239,299
貯蔵品	85,920	未払消費税等	125,425
前払費用	42,612	未払法人税等	268,474
繰延税金資産	-	預り金	169,623
その他の流動資産	29,174	前受金	338,819
《流動資産合計》	2,853,367	賞与引当金	266,518
		リース債務	-
		その他流動負債	13,576
		《流動負債合計》	1,678,749
II. 固定資産			
1. 有形固定資産		II. 固定負債	
車両運搬具	188,867	退職給付引当金	448,526
建物	1,147,001	リース債務	-
構築物	85,863	その他の固定負債	166,758
機械装置	40,119	《固定負債合計》	615,284
工具器具備品	22,760	負債の部合計	2,294,033
土地	2,440,509		
リース資産	411,665		
建設仮勘定	3,118		
(有形固定資産合計)	4,339,902		
2. 無形固定資産		(純資産の部)	
電話加入権	5,373	I. 株主資本	
ソフトウェア	38,085	資本金	100,000
リース資産	2,512	資本剰余金	59,852
(無形固定資産合計)	45,970	資本準備金	9,852
		その他資本剰余金	50,000
3. 投資その他の資産		(資本剰余金合計)	59,852
投資有価証券	107,801	利益剰余金	5,322,795
長期貸付金	0	利益準備金	27,648
長期前払費用	6,225	その他利益剰余金	5,295,147
その他	257,949	別途積立金	45,000
繰延税金資産	205,028	繰越利益剰余金	5,250,147
貸倒引当金	-1,231	その他利益剰余金合計	5,295,147
(投資その他の投資合計)	575,772	(利益剰余金合計)	5,322,795
《固定資産合計》	4,961,644	《株主資本合計》	5,482,647
		II. 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	38,330
		《評価・換算差額合計》	38,330
III. 繰延資産			
《繰延資産合計》		純資産の部合計	5,520,978
資産の部合計	7,815,011	負債の部・純資産の部合計	7,815,011

一般旅客自動車運送事業損益明細表

5年 10月 1日から 6年 9月 30日まで

住 所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業者名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

区分		種別	一般乗合 運送事業	一般乗合(高速) 運送事業	一般貸切 運送事業	その他 事業	全事業	
営業 収益	運送 収入	旅客運賃	5,734,017	564,067	904,572		7,202,656	
		その他						
		計	5,734,017	564,067	904,572		7,202,656	
	合 計	運送雑収	69,545	5,060	29,636		104,241	
		その他				571,606	571,606	
		計	5,803,562	569,127	934,208	571,606	7,878,503	
営業 費用	運 送 費	人件費	3,869,139	187,879	472,109	107,291	4,636,417	
		燃料油脂費	ガソリン費					
			軽油費	452,906	63,572	72,668		589,146
			LPガス費					
			その他	10,091	555	34		10,680
			計	462,997	64,127	72,702		599,826
		修繕費	事業用自動車	332,981	29,771	60,060		422,812
			その他	50,748	2,202	7,217	4,342	64,508
			計	383,729	31,972	67,277	4,342	487,320
		減価償却費	事業用自動車	209,902	10,296	67,908	14,963	303,069
			その他	61,864	1,328	11,285	35,440	109,916
			計	271,766	11,624	79,193	50,403	412,986
		保険料	26,069	1,730	9,215	3,215	40,229	
		施設使用料	37,117	10,910	890	385	49,302	
		自動車リース料						
	施設賦課税	37,214	2,162	14,117	25,438	78,931		
	事故賠償費	22,605	1,158	3,898	27	27,688		
	道路使用料		36,912			36,912		
	その他	294,921	60,530	62,627	117,430	535,509		
	計	5,405,557	409,004	782,028	308,531	6,905,121		
一般 管理費	人件費	174,436	13,502	23,913	7,626	219,477		
	その他	174,849	13,538	24,049	7,671	220,107		
	計	349,285	27,040	47,962	15,297	439,584		
合 計		5,754,842	436,044	829,990	323,828	7,344,704		
営業損益			48,720	133,083	104,218	247,778	533,799	
営業 外 収益	金融収益	3,708	339	557	321	4,925		
	その他	44,717	10,063	6,308	3,663	64,751		
	計	48,425	10,402	6,865	3,984	69,676		
営業 外 費用	金融費用	279	22	48	79	428		
	その他	1,752	339	240	150	2,481		
	計	2,031	361	288	229	2,909		
営業外損益			46,394	10,041	6,577	3,755	66,767	
経常損益			95,114	143,124	110,795	251,533	600,566	

注 記 表

①重要な会計方針に係る事項に関する注記	資産の評価基準及び評価方法	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)				
	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 ただし、1998年4月1日以降取得の建物 (建物附属設備を除く) ならびに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外の場合は零とする定額法によっております。				
	引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。				
	収益及び費用の計上基準	当社では、バス事業および霊園管理業、土地建物の賃貸管理並びにそれらに付帯するサービスを提供しております。これらサービスの提供は、顧客にサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。				
	その他重要な事項	当事業年度よりグループ通算制度を適用しております。				
②会計方針又は記載の方法の変更の内容・理由及びその増減額						
③貸借対照表の関する注記	担保に供されている資産等					
	貸倒引当金	短期	千円	長期	千円	
	減価償却累計額	有形固定資産			千円	
	保証債務、手形遡及義務、損害賠償義務等の債務					
	関係会社に対する	金銭債権	短期	千円	長期	千円
		金銭債務	短期	千円	長期	千円
	取締役等に対する	金銭債権	短期	千円	長期	千円
金銭債務		短期	千円	長期	千円	
④損益計算書に関する注記	関係会社との取引	営業取引		千円		
		営業取引以外		千円		
⑤株主資本等変動計算書に関する注記	発行済株式の数	3,000,000株				
	自己株式の数					
	配当に関する事項	事業年度中に行った配当	163,500		千円	
		事業年度の末日後に行う配当			千円	
新株予約権の目的となる株式の数						
⑥税効果会計に関する注記	繰延税金資産					
	繰延税金負債					
⑦リース使用固定資産に関する注記	取得原価相当額			未経過リース料相当額		
	減価償却累計相当額			その他重要な事項	利息相当額の算定方法：定額法	
⑧関連当事者との取引に関する事項						
⑨1株当たり情報に関する注記	純資産額	円	当期純損失	円		

その他の注記事項

消費税等の会計処理：税抜方式

事業者番号

一般旅客自動車運送事業人件費明細表

5年10月1日から6年9月30日まで

6年 9月 30日現在

住 所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業所名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

種 別 区 分	一 般 乗 合 旅 客 運 送 事 業				
	運 送 費			一般管理費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬				25,502	25,502
給 料 ・ 手 当	2,176,680	512,709	2,689,389	92,063	2,781,452
賞 与	447,091	89,509	536,600	14,929	551,529
(小 計)	2,623,771	602,218	3,225,989	132,494	3,358,483
(支給延人員) (人月)	()	()	(7,698)	(169)	(7,867)
退 職 金	20,700	11,951	32,651	6,484	39,135
法 定 福 利 費			548,283	33,570	581,853
厚 生 福 利 費			33,717	1,888	35,605
臨 時 雇 賃 金			28,499		28,499
(雇用延人員) (人日)	()	()	(4,344)	()	(4,344)
そ の 他 の 人 件 費					
合 計			3,869,139	174,436	4,043,575

- 備考 1. (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
2. (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
3. 運送費に係るその他の項については、車掌、事務員等の給料・手当について記載すること。

一般旅客自動車運送事業人件費明細表

5年10月1日から6年9月30日まで

6年 9月 30日現在

住 所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業所名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

種 別 区 分	一 般 乗 合 (高 速) 旅 客 運 送 事 業				
	運 送 費			一 般 管 理 費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬				1,973	1,973
給 料 ・ 手 当	110,158	16,778	126,936	7,127	134,063
賞 与	31,486	4,840	36,326	1,154	37,480
(小 計)	141,644	21,618	163,262	10,254	173,516
(支給延人員) (人月)	()	()	(374)	(13)	(387)
退 職 金				504	504
法 定 福 利 費			23,153	2,598	25,751
厚 生 福 利 費			1,256	146	1,402
臨 時 雇 賃 金			208		208
(雇用延人員) (人日)	()	()	()	()	()
そ の 他 の 人 件 費					
合 計			187,879	13,502	201,381

- 備考 1. (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
2. (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
3. 運送費に係るその他の項については、車掌、事務員等の給料・手当について記載すること。

事業者番号

一般旅客自動車運送事業人件費明細表

5年10月1日から6年9月30日まで

6年 9月 30日現在

住 所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業所名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

種 別 区分	一 般 貸 切 旅 客 運 送 事 業				
	運 送 費			一般管理費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬				3,493	3,493
給 料 ・ 手 当	297,055	60,048	357,103	12,627	369,730
賞 与	28,918	13,554	42,472	2,042	44,514
(小 計)	325,973	73,602	399,575	18,162	417,737
(支給延人員) (人月)	()	()	(734)	(24)	(758)
退 職 金		1,503	1,503	894	2,397
法 定 福 利 費			64,144	4,599	68,743
厚 生 福 利 費			4,424	258	4,682
臨 時 雇 賃 金			2,463		2,463
(雇用延人員) (人日)	()	()	(216)	()	(216)
そ の 他 の 人 件 費					
合 計			472,109	23,913	496,022

- 備考 1. (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
2. (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
3. 運送費に係るその他の項については、車掌、事務員等の給料・手当について記載すること。

事業者番号

一般旅客自動車運送事業人件費明細表

5年10月1日から6年9月30日まで

6年 9月 30日現在

住 所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業所名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

種 別 区 分	そ の 他 事 業				
	運 送 費			一 般 管 理 費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬				1,110	1,110
給 料 ・ 手 当		54,780	54,779	4,032	58,811
賞 与		5,019	5,020	642	5,662
(小 計)		59,799	59,799	5,784	65,583
(支給延人員) (人月)	()	()	(126)	(10)	(136)
退 職 金		572	572	302	874
法 定 福 利 費			12,230	1,457	13,687
厚 生 福 利 費			591	83	674
臨 時 雇 賃 金			34,099		34,099
(雇用延人員) (人日)	()	()	(5,362)	()	(5,362)
そ の 他 の 人 件 費					
合 計			107,291	7,626	114,917

- 備考 1. (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
2. (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
3. 運送費に係るその他の項については、車掌、事務員等の給料・手当について記載すること。

一般旅客自動車運送事業人件費明細表

5年10月1日から6年9月30日まで

6年 9月 30日現在

住 所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業所名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

種 別 区 分	全 事 業 合 計				
	運 送 費			一 般 管 理 費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬				32,078	32,078
給 料 ・ 手 当	2,583,893	644,313	3,228,207	115,849	3,344,056
賞 与	507,494	112,924	620,418	18,767	639,185
(小 計)	3,091,388	757,237	3,848,625	166,694	4,015,319
(支給延人員) (人月)	()	()	(8,932)	(216)	(9,148)
退 職 金	20,700	14,026	34,726	8,184	42,910
法 定 福 利 費			647,810	42,224	690,034
厚 生 福 利 費			39,988	2,375	42,363
臨 時 雇 賃 金			65,269		65,269
(雇用延人員) (人日)	()	()	(9,922)	()	(9,922)
そ の 他 の 人 件 費					
合 計			4,636,418	219,477	4,855,895

- 備考 1. (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別の当該事業年度における合計人員(人月)を記載すること。
2. (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員(人日)を記載すること。
3. 運送費に係るその他の項については、車掌、事務員等の給料・手当について記載すること。

一般旅客自動車運送事業固定資産明細表

6年9月30日現在

住所 東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業者名 西東京バス株式会社

(単位：千円)

資産の種類		種別	一般乗合 運送事業	一般乗合(高速) 運送事業	一般貸切 運送事業	その他 事業	全事業 合計
有形 固定 資産	車 両	事業用自動車	159,788	4,866	17,591	0	182,245
		その他車両	4,761	143	299	1,419	6,622
		計	164,549	5,009	17,890	1,419	188,867
	建	物	348,415	18,894	87,625	692,067	1,147,001
	構	築 物	64,636	1,384	10,949	8,894	85,863
	機	械 装 置	31,105	1,683	7,331	0	40,119
	工	具 器 具 備 品	14,606	409	2,083	5,662	22,760
	土	地	1,385,081	78,073	246,384	730,971	2,440,509
	リ	ー ス 資 産	160,392	73,637	125,229	52,407	411,665
建	設 仮 勘 定	3,118	0	0		3,118	
合	計	2,171,902	179,089	497,491	1,491,420	4,339,902	
無形固定資産							45,970
投資その他の資産							575,772
固定資産合計							4,961,644

運行系統図(五日市営業所・檜原線)

